

『重要事項説明書』

当施設は介護保険の指定を受けています  
帯広市指定 第0194600185号

当施設はご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人について	P 2
2. ご利用施設について	P 2
3. 居室の概要について	P 3
4. 職員の配置状況について	P 3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金について	P 4～9
6. サービス計画の作成について	P 9
7. 契約の終了について	P 9
8. 苦情の受付について	P 10
9. サービス提供における当事業所の義務について	P 10
10. 身体拘束の取り扱いについて	P 10
11. 緊急・事故発生時の対応について	P 10
12. 非常災害対策について	P 11
13. 個人情報の保護について	P 11
14. サービス利用に当たっての留意事項について	P 12
15. 損害賠償について	P 12
16. 衛生管理等	P 12
17. 虐待の防止について	P 12
18. 業務継続計画(BCP)の策定等について	P 12
19. 運営推進会議について	P 13
20. 情報公開について	P 13
21. 身元保証人について	P 13
22. 合意事項について	P 13
重要事項説明書付属文	P 15
小規模多機能型居宅介護(予防含む)光輪運営方針	P 16



### 3. 居室の概要について

宿泊室	<p>個室9室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の居室は、原則個室（定員1名）とし、宿泊に必要な寝具・備品を備えます。ただし、利用者の処遇上必要と認められる緊急的な場合は、定員を2名とさせていただくことがありますので、ご了承ください。（洋室・和室仕様有）</li> </ul>
食堂・居間	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えています。尚、居間、食堂は、同一の場所としています。</li> </ul>
浴室	<ul style="list-style-type: none"> <li>浴室には利用者が使用しやすい様、手すり等を設備しております。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備として居間入口には感染症予防の為に、手洗いうがい設備や和室が日中には小上がりとなる設備、居間、食堂には対面キッチンが設備されています。</li> </ul>

### 4. 職員の配置状況について

職 種	兼務	常勤職員	パート職員	職務内容及び勤務体制
1.施設長	○	1名		事業を代表し業務の総括にあたります。 (勤務体制)8:30~17:30(月~金)
2.管理者	○	1名		在宅事業に関する経営計画の進捗管理及び、関係職員への指導を行います。 (勤務体制)8:30~17:30(月~金)
3.介護支援専門員	○	1名		利用者及び家族の必要に応じ、適切なサービス提供に関する計画を作成します。 (勤務体制)8:30~17:30(月~金)
4.介護職員		概ね12名	概ね1名	利用者の心身の状況等を的確に把握し、適切な介護を行ないます。(勤務体制は以下) (早番)7:30~16:30、(日勤)8:30~17:30、 (遅番)9:30~18:30、(夜勤)16:30~翌9:30、 (待機)18:30~翌7:30※利用状況により変更あり。
5.看護職員		1名	常勤換算で1名以上	利用者の健康状態を的確に把握し、かかりつけ医等医療機関との連携を行ないます。 (勤務体制)8:30~17:30

①事業所は、全ての小規模多機能型居宅介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備します。

(1)採用時研修 採用後1か月以内

(2)継続研修 随時

②事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されること(ハラスメント)を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金について

契約者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせた介護を行います。

通所サービス	食事	食事の提供及び食事の介助をします。身体状況、嗜好、栄養バランスに配慮し、作成した献立表に基づいて提供します。調理、配膳などを介護職員と共に行なうこともできます。 ※食事の提供については任意となります。
	排泄	利用者の状況に応じ、適切な介護を行なうと共に、排泄の自立についても適切な援助を行ないます。
	入浴	利用者の状況に応じ、衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身等の適切な介助を行ないます。※入浴については任意となります。
	レクリエーション	利用者の状況に応じたレクリエーション等を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。
	健康チェック	血圧測定、体温測定等、利用者の健康状態の把握に努めます。
	送迎	利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行ないます。
訪問サービス	利用者の自宅に伺い、食事や入浴、排泄等の日常生活の世話を提供します。	
宿泊サービス	事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活のサービスを提供します。	

※ 小規模多機能型居宅介護計画を作成した際は、当該計画書を利用者に交付します。

●利用料金：厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

◆介護予防小規模多機能型居宅介護費（1か月当たり・1割負担の場合）

介護区分	要支援1	要支援2
単位数	3,450単位	6,972単位
利用者負担	3,450円	6,972円

◆小規模多機能型居宅介護費（1か月当たり・1割負担の場合）

介護区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	10,458単位	15,370単位	22,359単位	24,677単位	27,209単位
利用者負担	10,458円	15,370円	22,359円	24,677円	27,209円

※ 月の途中から登録した場合や月の途中で登録を終了した場合には、登録期間に応じて日割りした利用料となります。

●加算料金

①初期加算

初期加算単位数	30単位	小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、左記の通り加算分の利用負担があります。 ※30日を越える入院後に再び利用を開始した場合も同様です。
利用者負担	30円	

②認知症加算（1カ月） ※利用者の状態に応じて、加算されます。

認知症加算	認知症加算（Ⅰ）	920単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置</li> <li>認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合</li> <li>当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催</li> <li>認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施</li> <li>介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定</li> </ul>
	利用者負担	920円	
	認知症加算（Ⅱ）	890単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置</li> <li>認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合</li> <li>当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催</li> </ul>
	利用者負担	890円	
	認知症加算（Ⅲ）	760単位	主治医意見書における認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方に加算分の利用者負担があります。
	利用者負担	760円	
	認知症加算（Ⅳ）	460単位	要介護2に該当し、主治医意見書における認知症日常生活自立度がⅡの方に加算分の利用者負担があります。
	利用者負担	460円	

※要支援1・要支援2の加算はありません。

③看護職員配置加算（1カ月） ※当事業所においては丸印のある加算体制をとっております。  
体制等の変更がある場合は事前に連絡致します。

看護職員配置加算	看護職員配置加算（Ⅰ）	900単位	常勤・専従の看護師を1名以上配置。
	利用者負担	900円	
	看護職員配置加算（Ⅱ）	700単位	常勤・専従の准看護師を1名以上配

	利用者負担	700円	置。
	看護職員配置加算（Ⅲ）単位数	480単位	看護師を常勤換算法で1名以上配置
	利用者負担	480円	

※要支援1・要支援2の加算はありません。

④サービス提供体制強化加算（1カ月）※当事業所においては、丸印のある加算体制をとっております。体制等の変更がある場合は事前に連絡致します。

サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	750単位	研修等を実施しており、かつ、従業員の総数のうち介護福祉士の占める割合が70%以上、又は、勤続年数10年以上の介護福祉士25%以上である場合、左記のとおり加算分の利用者負担があります。
	利用者負担	750円	
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	640単位	研修等を実施しており、かつ、従業員の総数のうち介護福祉士の占める割合が50%以上である場合、左記のとおり加算分の利用者負担があります。
	利用者負担	640円	
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	350単位	研修等を実施しており、かつ、従業員の総数のうち①介護福祉士40%以上、②常勤職員の占める割合が60%以上、③勤続年数7年以上の者が30%以上である場合（①～③のいずれか）左記のとおり加算分の利用者負担があります。
	利用者負担	350円	

⑤介護職員処遇改善加算 ※当事業所においては、丸印のある加算体制をとっております。体制等の変更がある場合は事前に連絡致します。

介護職員処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に14.9%を乗じた単位数
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に14.6%を乗じた単位数
	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数に13.4%を乗じた単位数
	介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数に10.6%を乗じた単位数

※基本サービス費に各種加算、減算を加えた1ヶ月あたりの総単位数に上記加算率を乗じた単位数での算定となります。

⑥総合マネジメント体制強化加算

		I	II	要件
総合マネジメント体制強化加算	加算(I) 1,200単位	○	○	①個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員（計画作成責任者）や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っている
	利用者負担 1,200円			
	加算(II) 800単位	○	○	②利用者の地域における多様な活動が確保されるように、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加している
	利用者負担 800円			
		○	/	③日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保している
		○	/	④必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している
			て事業所の特性に応じて1つ以上実施	地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っている 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっている 地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施している 市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加している

※総合マネジメント体制強化加算は、限度額管理の対象外です。

⑦訪問体制強化加算

訪問体制強化加算	1000単位/月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所が提供する訪問サービスを担当する常勤の従業員を2名以上配置していること。</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所が提供する訪問サービスの算定月における提供回数について、延べ訪問回数が1月あたり200回以上であること。</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に集合住宅を併設する場合は、登録者の総数のうち小規模多機能型居宅介護費の同一建物居住者以外の登録者に対して行う場合を算定する者の占める割合が100分の50以上であって、かつ、これを算定する登録者に対する延べ訪問回数が1月あたり200回以上であること。</li> </ul> <p>上記要件を満たす場合、加算分の利用者負担があります。</p>
----------	----------	---

※ 訪問体制強化加算は、限度額管理の対象外です。

⑧その他の加算

科学的介護推進体制加算	40単位/月	<p>※以下のいずれの要件も満たすことを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所利用者ごとの、ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。</li> <li>・必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している</li> </ul>
生産性向上推進体制加算(I)	100単位/月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(II)の要件を満たし、(II)のデータにより業務改善の取組による成果(※1)が確認されていること。</li> <li>・見守り機器等のテクノロジー(※2)を複数導入していること。</li> <li>・職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っている</li> <li>・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。</li> </ul>
生産性向上推進体制加算(II)	10単位/月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。</li> <li>・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。</li> </ul>
若年性認知症利用者受入加算	800単位/月(介) 450単位/月(予)	受け入れた若年性認知症利用者(初老期における認知症によって要介護者となった者)ごとに個別の担当者を定めていること。※認知症加算を算定している場合は算定しない。
看取り連携体制加算	64単位/日 (死亡日から死亡日前 30日以下まで)	<p>【利用者の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。</li> <li>・看取り期における対応方針に基づき、登録者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等登録者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者(その家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者を含む。)であること。</li> </ul> <p>【施設基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師により24時間連絡できる体制を確保していること。</li> <li>・看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、登録又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し同意を得ていること。</li> <li>・看護職員配置加算(I)(常勤かつ専従の看護師を1名以上配置)を算定している</li> </ul>
生活機能向上連携加算	(I) 100単位/月 (II) 200単位/月	<p>(I)：介護支援専門員が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(以下、訪問リハビリテーション事業所等)の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下、医師等)の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成し、計画に基づく指定小規模多機能型居宅介護を行った場合。 ※初回の小規模多機能型居宅介護が行われた日の属する月に算定。</p> <p>(II)：利用者に対して、訪問リハビリテーション事業所等の医師等が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に介護支援専門員が同行する等により、当該医師等と利用者の身体状況等の評価を共同で行い、かつ、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成した場合であって、当該医師等と連携し、計画に基づく指定小規模多機能型居宅介護を行った場合。 ※初回の小規模多機能型居宅介護が行われた日の属する月以降3月の間、算定。 ※生活機能向上連携加算(I)を算定している場合は算定しない。</p>
口腔・栄養スクリーニング加算	20単位/回	小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。※6月に1回を限度。

### ◎その他のサービス利用料金

※以下の金額は、利用料金の全額が利用者の負担になります。

食事の提供に関する費用	・朝食 305円 ・昼食 650円 ・夕食 490円
緊急宿泊対応時の食事代金	・700円
オムツ代	・実費(原則利用者の持参となります)
宿泊に関する費用	・一泊 3,100円
通常の事業実施地域を越える送迎費用	・帯広市内圏域を超えた場合、1回につき800円
通常の事業実施地域を越える訪問サービスの交通費	・帯広市内圏域を超えた場合、1回につき800円 ・公共交通機関を利用した場合は実費となります。
レクリエーション・余暇活動費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の希望により、教養娯楽費としてレクリエーションや余暇活動に参加していただくことができます。</li> <li>・教材・娯楽費等</li> </ul>
理容、美容料金	・実費を頂きます(訪問は致しません)
複写物	・実費 一枚につき10円

## ⑩利用料金の支払い方法

利用料金等は1か月ごと（月末締）に計算しご請求しますので、請求書送付の月末までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

### ア. 窓口での現金支払

光輪 事務所 月曜日～金曜日（9:00～17:30）

### イ. 指定口座への振り込み

①北洋銀行 帯広南支店 普通口座 0391068

社会福祉法人 真宗協会

小規模多機能型居宅介護 光輪 施設長 石川 忍

②帯広信用金庫 緑ヶ丘支店 普通預金 口座番号 1196773

フク) シンシュウキョウカイ ショウキボタキノウガタキョタクカイゴコウリン

福) 真宗協会 小規模多機能型居宅介護 光輪

※振込み手数料は利用者のご負担となります。

### ウ. 口座引落とし

※別途、申し込み手続きが必要となり、引落とし手数料が発生します。振込み手数料と比べ、割安となります。

### エ. その他、ご利用者又は身元保証人との協議による方法

## 6. サービス計画の作成について

・当事業所は、利用者個々を尊重し、住み慣れたその地域での生活を継続することができるよう、介護支援専門員が「小規模多機能型居宅介護計画書（介護予防含）」及び「居宅介護計画書（介護予防含）」の作成を行います。「小規模多機能型居宅介護計画書（介護予防含）」及び「居宅介護計画書（介護予防含）」は、利用者及び家族の意向に基づき、必要に応じて見直しを行い、自立した在宅生活が維持出来るよう、介護サービス計画を作成いたします。

## 7. 契約の終了について

当事業所との契約有効期間は契約締結日から要介護認定有効期間の満了日までですが、契約期間満了の10日前までに、利用者から契約終了の申し入れがない場合には契約は更新され、以後も同様となります。また、契約期間中は以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができます。仮に以下のような事項に該当するに至った場合は、当事業所との契約は終了していただくこととなります。

①要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合

②当事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により、事業所を閉鎖した場合。

③当事業所の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合。

④当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。

⑤利用者から契約解除の申し出があった場合。

⑥当事業者から契約解除の申し出を行った場合。

・サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、一定期間を定めた催告にもかかわらず、全額が支払われなかった場合。

- 故意又は重大な過失により、施設職員、若しくは他の利用者等の生命、身体、財産、信用等を傷つけたり、不信行為があった場合。
- 契約締結時に心身の状況及び、病状等の重要事項について、故意又は不実の告知により重大な事情を生じさせた場合。
- 契約期間中、当事業所以外の施設等への入院、入所の実態報告が3日以上行われない場合。

## 8. 苦情の受付について

苦情解決対応責任者	• 施設長 石川 忍
事業所苦情相談窓口	• 管理者、計画作成担当者 吉田 元 電話番号：0155-22-5070・FAX0155-27-6541 受付時間：8:30～17:30 苦情受付ボックスを事業所玄関内に設置しております。
他の苦情相談窓口	• 帯広市役所(帯広市西5条南7丁目1番地) * 事業所の運営等に関する苦情：地域福祉室地域福祉課 電話番号：0155-65-4146 * 介護保険制度に関する苦情：福祉支援室介護高齢福祉課 電話番号：0155-65-4151 受付時間：8:45～17:15(土日、祝日を除く)
	• 北海道国民健康保険団体連合会 介護保険課 札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号：011-231-5161(代表) 受付時間：9:00～17:00(土日、祝日を除く)

## 9. サービス提供における当事業所の義務について

- 利用者の心身状況を把握し、必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供していきます。
- 利用者に提供したサービスの提供記録を、契約終了後、2年間は保管するとともに、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- 当事業所では、サービス提供に当たり、居宅介護支援サービス事業所及び病院、診療所、介護老人保健施設等と連携に努めながらサービスを提供していきます。

## 10. 身体拘束の取り扱いについて

事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

- ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことのできるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ②身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ③従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

## 11. 緊急・事故発生時の対応について

- サービス提供時に利用者の病状が急変したり、事故が発生した場合は、速やかにかかりつけ医や

協力医療機関、ご家族への連絡等必要な措置を講じます。事故発生時においては帯広市等関係機関へ事故の状況や事故に際してとった処置について報告を行いません。

かかりつけ医	氏名				
	医療機関の名称				
	所在地				
	電話番号				
緊急連絡先①	氏名	様 (続柄)			
	住所				
	電話番号	自宅		携帯電話	
	昼間の連絡先	勤務先他		Tel	
	夜間の連絡先			Tel	
緊急連絡先②	氏名	様 (続柄)			
	住所				
	電話番号	自宅		携帯電話	
	昼間の連絡先	勤務先他		Tel	
	夜間の連絡先			Tel	

※緊急の場合にはご記入いただいた連絡先に連絡します。

- 当事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただいております。

協力医療機関	あがた内科循環器クリニック	電話番号	0155-49-0200
	〒080-0028 帯広市西18条南31丁目4-2		
	内科、循環器科、呼吸器科、消化器科		
協力歯科医療機関	つがやす歯科医院	電話番号	0155-21-2002
	帯広市西10条南9丁目5番地		
	歯科他		

## 12. 非常災害対策について

当事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ、別途定める「小規模多機能型居宅介護事業所 光輪」防災計画に基づき、年2回、利用者及び職員等の災害対策訓練を行います。

## 13. 個人情報の保護について

当事業所及び当サービス提供職員又はその他の職員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又は家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩致しません（守秘義務）また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。但し、

利用者に緊急な医療上の必要性がある場合、利用者又は家族等に関する情報を提供することがございます。事業所及びサービス提供職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

#### 14. サービス利用に当たっての留意事項について

- ①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の職員にご一報ください。
- ②事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ③職員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

#### 15. 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

#### 16. 衛生管理等

当事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する感染症対策委員会におおむね月1回参加するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

#### 17. 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する担当者を選定しています。虐待防止に関する担当者（管理者・吉田 元）
- ②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ③虐待防止のための指針の整備をしています。
- ④従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ⑤サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

#### 18. 業務継続計画(BCP)の策定等について

- ①事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- ②事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- ③事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 19. 運営推進会議について

当事業のサービス提供にあたっては、入居者、入居者の家族、事業所が所在する市町村の職員、または、当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括センターの職員、地域住民の代表者等により協議会（運営推進会議）を設置します。

運営推進会議は、おおむね2月に1回以上開催し、活動状況の報告と運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会とします。

また、小規模多機能サービス評価を実施するにあたり、運営推進会員へ外部評価を依頼するものとし、評価結果は通年を通して施設玄関前及び、当法人ホームページ、介護サービス情報公表システムにて閲覧できるものとしします。

（前回外部評価実施日：令和 年 月 日）

## 20. 情報公開について

運営規程、重要事項説明書や当事業所において実施する事業の内容等については、書面及び SNS 等のインターネット上において掲載・公開しています。

- ①当事業所玄関前に文書により掲示
- ②社会福祉法人真宗協会ホームページ <http://shinsyukyukai.jp/>
- ③Facebook などの SNS(ソーシャルネットワークサービス)

## 20. 身元保証人について

当施設においては、入居に際して、ご家族等の身元保証人をたてていただきます。身元保証人は、次の項目について責任を負っていただきます。

- ①利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に行なわれるよう、事業所に協力していただくこととなります。
- ②契約の解除又は契約の終了の場合、事業所と連携して利用者の状態に応じた適切な受け入れ先確保に努めていただくこととなります。
- ③サービス提供時に利用者の病状が急変したり事故が発生した場合は、至急、緊急連絡先となっている方に、当事業所から連絡を取らせいただくこととなります。
- ④利用者が事業所に支払うべきサービスの利用料金を滞納し、再三催告したにもかかわらず、その期限までにサービスの利用料金の支払いがない場合、身元保証人が支払いの義務を負うものとしします。

## 21. 合意事項について

重要事項に基づく介護（介護予防）サービスに関して、やむなく訴訟とする必要が生じた時は、釧路地方裁判所（帯広支部）をもって第1審管轄裁判所とすることを、利用者及び当事業所は予め合意致します。又、この重要事項説明書に記載のない事項については、介護保険法令等の定めるところにより、利用者及び家族並びに当事業所が協議するものと致します。

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの開始に当たり、利用者及びその家族に対して、契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

令和 年 月 日

<事業者>

所在地 帯広市西5条南30丁目10番地

事業所名 小規模多機能型居宅介護事業所 光輪  
(指定番号0194600185)

<説明者>

職 名 管理者・介護支援専門員 吉田 元

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスについて、重要事項説明を受けサービスの提供開始に同意しました。なお、私（利用者及び家族）の個人情報については、円滑にサービスを提供するため実施される、サービス担当者会議等において必要な場合、必要最小限の範囲において使用することに同意します。

<利用者>

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

<利用者代理人（身元保証人）>

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_（続柄 \_\_\_\_\_）

※ この重要事項説明書は、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の利用契約の際に、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

※ 作成日 ：令和6年4月1日

◆◇当事業所では、以下の事業所（施設）を併設しております◆◇

1. 介護老人福祉施設生活介護及び短期入所生活介護（予防を含む）
  - ・特別養護老人ホーム帯広至心寮 北海道指定 0174601740
  - ・特別養護老人ホーム帯広至心寮（短期入所） 北海道指定 0174600080
  - ・地域密着型介護老人福祉施設 光輪 帯広市指定 0194600185
  - ・地域密着型介護老人福祉施設 光輪（短期入所） 北海道指定 0174601526
  
2. 通所介護（予防を含む）
  - ・デイサービスセンター帯広至心寮 北海道指定 0174600080
  
3. 居宅介護支援事業所
  - ・居宅介護支援センター帯広至心寮 北海道指定 0174600080
  
4. 地域包括支援センター
  - ・地域包括支援センター帯広至心寮 帯広市指定 0104600010  
（鉄南・東日常生活圏域担当）

◆◇小規模多機能型居宅介護事業所登録に関する注意事項◆◇

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所に登録した場合、下記以外の介護保険制度によるサービスの利用ができなくなります。詳しくは担当者にお尋ねください。

1. 訪問看護	療養上の世話や診療上の必要な補助
2. 訪問リハビリテーション	居宅でのリハビリテーション
3. 居宅療養管理指導	居宅での療養上の管理や指導
4. 福祉用具貸与	福祉用具のレンタル他 ※利用者の介護度によりレンタル可能な用品が違います

## 小規模多機能型居宅介護（介護予防含）事業所光輪 運営方針

帯広市が推進する地域密着型サービス事業の一端として、慣れ親しんだ地域の中で、真宗協会の理念に基づき、自分らしい生活を継続的に維持できるためのサポート施設として位置づけます。「通い」、「訪問」、「宿泊」の3つの機能を持って、登録された利用者皆様の地域での生活を支援します。要支援者及び要介護者の有する能力に応じ、自立した日常生活が営めるよう、目標を設定し計画的に介護サービスを提供します。また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的な介護サービスの提供に努めます。

1. すべての人が、安心して利用できる事業所作りを目指します。 （ケア）
  - ・ 利用者の想いや事業所の課題及び現状等の情報を公開します。
  - ・ 利用者の「憩いの場」としての環境作りに努力します。
2. すべての人が、共感し合える事業所作りを目指します。 （シェア）
  - ・ 利用者が主人公の事業所作りに努力します。
  - ・ 利用者と家族、更にはボランティア及び地域等と共同し  
明るい事業所作りに努力します。
3. すべての人が、自分らしい生活ができる事業所作りを目指します。（フェア）
  - ・ 利用者の声を聴く姿勢を大切にします。
  - ・ 利用者の生活リズムを大切にします。